

【論 説】

一次金融資産の会計処理

菊 谷 正 人

目 次

- I はじめに
- II 金融商品の時価と認識基準
- III 現金・預金の会計処理
- IV 金銭債権の会計処理
- V 有価証券の会計処理
- VI むすび

I はじめに

国際会計基準第32号「金融商品——開示および表示——」(International Accounting Standard 32 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation" ——以下、IAS32という)によれば、金融商品(financial instruments)とは、一方の企業に金融資産を、他の企業に金融負債または持分金融商品を、ともに生ぜさせるあらゆる契約をいい、現金・受取債権、支払債務および持分証券のような「一次金融商品」(primary instruments)、先物・先渡し・スワップ・オプションのような「派生金融商品」(derivative instruments)が含まれる。ここに「金融資産」とは、①現金、②他の企業から現金または他の金融資産を受け取ることのできる契約上の権利、③金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利、④他の企業の持分金融商品をいい、「金融負債」は、①他の企業に現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務、②金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務をいう。「持分金

一次金融資産の会計処理（菊谷）

融商品」とは、企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約である⁽¹⁾。

わが国の企業会計審議会から平成11年1月22日に公表された「金融商品に係る会計基準」（以下、「金融商品基準」という）は、IAS32のように金融商品それ自体の抽象的な定義を行わず、例示列挙によって金融資産および金融負債を説明している。「金融資産」とは、現金預金、受取手形・売掛金・貸付金等の金融債権、株式その他の出資金・公社債等の有価証券および先物取引・先渡取引・オプション取引・スワップ取引これらに類似する取引（以下、デリバティブ取引という）により生じる正味の債権等をいう。「金融負債」とは、支払手形・買掛金・借入金・社債等の金銭債務およびデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう（金融商品基準、第1・1）。つまり、「金融商品基準」の適用対象となる金融商品は、金融資産と金融負債から成り、持分金融商品は「金融商品基準」の対象ではない。

わが国において、金融商品に関する一般的・包括的な会計基準として金融商品に係る広範な問題を取り扱う「金融商品基準」の中には、「企業会計原則」と異なる内容があるが、その場合、一次金融資産である金銭債権・有価証券の評価基準について「企業会計原則」に定めがあるとしても、原則として、「金融商品基準」が優先して適用される（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅱ）。商法も平成11年8月の改正で金融商品の時価評価を容認したため、原価評価（低価主義を含む）と時価評価の選択適用が可能である（ただし、商法290条によれば、時価を付したことにより増加した純資産額は、配当可能利益から控除される）。すなわち、「金融商品基準」により「企業会計原則」における規定が否定されるのではなく、商法適用上「企業会計原則」の規定を活かしつつも「金融商品基準」が優先される。

「金融商品基準」は平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施される。ただし、その他有価証券については、時価評価は平成13年4月1日以後開始する事業年度から行うことができる（平成12年4月1日以後開始する事業年度は帳簿価額と期末時価との差額について税効果を適用した場合の注記を行

う)。

本稿では、金融商品の会計処理について国際的に調和化されたといわれている「金融商品基準」の残された問題点を指摘するとともに、一次金融資産の会計処理に関する国際的比較・分析を行う。

II 金融商品の時価と認識基準

1. 金融商品の時価

金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能であるため、時価情報の注記で満足するのではなく、投資情報・企業の財務認識・国際的調和化の観点から時価評価し、適切に財務諸表に反映する必要がある。

「金融商品基準」(第一・二)でいう時価とは、公正な評価額をいい、市場で形成される取引価格、気配または指標その他の相場(以下、市場価格という)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。なお、市場には、公設の取引所およびこれに類する市場ばかりではなく、隨時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる(金融商品基準、注解2)。たとえば、為替取引等のディーラー間市場、銀行間のインターバンク市場、電子媒体取引市場などが「市場」に含まれる⁽²⁾。

米国の財務会計基準書第107号「金融商品の公正価値の開示」(Statement of Financial Accounting Standards No. 107 “Disclosure about Fair Value of Financial Instruments”)および第115号「特定の負債証券および持分証券の会計」(Statement of Financial Accounting Standards No. 115 “Accounting for Certain Instruments in Debt and Equity Securities”——以下、FAS115という)によれば、「公正価値」(fair value)とは、強制的売却または清算による売却の場合を除き、取引を望む当事者間で金融商品が当該取引時点で交換される価額

一次金融資産の会計処理（菊谷）

である。金融商品について取引所の公表市場価格（quoted market price）が入手可能である場合には、公正価値は当該金融商品の取引単位数にその市場価格を乗じた額である⁽³⁾。つまり、市場価格が公正価値の最良の指標とされている。金融商品の公正価値としては市場価格が最善であるが、当該金融商品の市場価格が入手できない場合には、類似の金融商品の市場価格、将来の予想キャッシュ・フローの割引現在価値（discounted present value）等に基づくこともできる⁽⁴⁾。

ちなみに「割引現在価値」とは、当該金融商品を利用することによって得られる将来のキャッシュ・フローを適切な利子率（割引率）によって現在時点の価値に割り引いた額である。たとえば、現在時点の1,000,000円を利子率10%で複利計算（compound-interest calculation）を行った場合、2年後には1,210,000円（= $1,000,000 \times 1.1^2$ ）となるが、逆に、2年後の1,210,000円は、現在時点の価値に割引計算（discounting）を行えば、1,000,000円（= $1,210,000 \div 1.1^2$ ）に相当する（2年後における1,000,000円は、現在価値に割り引けば、現在時点では826,446円に相当する）。このように、将来の価値（キャッシュ・フロー）を一定の割引率で割り引いて、現在時点の価値（資本還元価値）に換算した額を割引現在価値という。

2. 金融商品の発生および消滅の認識

商品等の売買または役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、原則として、当該商品等の受渡しまたは役務完了によりその「発生の認識」（「当初認識」ともいう）を行うが、金融商品自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から金融商品の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時にその発生を認識する。したがって、有価証券は原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引は契約上の決済時ではなく契約締結時にその発生を認識しなければならない（金融商品基準、第二・一、注解3、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ・二・1）。

金融資産に関する「消滅の認識」（「認識の中止」ともいう）とは、貸借対照表に計上されている金融資産を貸借対照表から取り除くことをいう。「金融商品基準」（第二・二・1）によれば、①契約上の権利を使用したとき、②契約上の権利を喪失したときまたは③契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、金融資産の消滅を認識しなければならない。たとえば、①債権者が貸付金等の係る資金を回収したとき、②保有者がオプション権を使用しないまま行使期限が到来したとき、③保有者が有価証券を譲渡したときに、金融資産の消滅を認識することになる。

なお、金融資産の譲渡に係る支配の移転について、金融資産のリスクと経済価値（貸倒リスク・回収コスト、将来のキャッシュ・フローの流入等）のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する「リスク・経済価値アプローチ」（risk and rewards approach）と、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に当該移転財務構成要素の消滅を認識し、保留される財務構成要素の存続を認識する「財務構成要素アプローチ」（financial components approach）がある。

米国では、1983年12月に公表された財務会計基準書第77号「償還請求権付債権の譲渡に関する譲渡人の会計報告」（Statement of Financial Accounting Standards No. 77 “Reporting by Transferors for Transfers of Receivable with Recourse”）は「リスク・経済価値アプローチ」を採用していたが、1996年6月公表の財務会計基準書第125号「金融資産の移転とサービシングおよび負債の消滅の会計処理」（Statement of Financial Accounting Standards No. 125 “Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities”——以下、FAS125という）は「財務構成要素アプローチ」に変更した⁽⁵⁾。前者のアプローチでは、金融商品に含まれるリスクと経済価値を獲得し、その原価または公正価値が合理的に測定できる場合に、金融商品を金融資産または金融負債として認識し、認識された金融資産・負債は、関連するリスクと経済価値が他に移転するか、もしくは基礎となる権利・義務が行使・履行・取消・終了した時に貸借対照表から取り除かれることになる。後者

一次金融資産の会計処理（菊谷）

のアプローチは、金融商品を構成する権利義務を分割可能な構成要素として考え、他に移転した部分は貸借対照表から取り除き、移転しなかった部分は留保したものとして貸借対照表に引き続き認識させる考え方である⁽⁶⁾。国際的な潮流として「リスク・経済価値アプローチ」から「財務構成要素アプローチ」に変遷した理由は、金融商品開発の過程で債権の流動化・証券化といった仕組みが開発されたため、金融資産に含まれる多様な権利・リスクを分解して取引することになるが、このような取引に対して「リスク・経済価値アプローチ」では、金融資産を不可分の一単位として扱うため、経済的実態を反映していないという問題が出てきたからである⁽⁷⁾。

わが国の「金融商品基準」も、FAS125と同様に、「財務構成要素アプローチ」を採用するが、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて充たされた場合としている（金融商品基準、第二・二・1）。

- (a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されている。
- (b) 譲受人が譲渡金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できる。
- (c) 譲渡人が譲渡金融資産を当該資産の満期前に買戻す権利・義務を実質的に有していない。

金融資産については、①契約上の義務を履行したとき、②契約上の義務が消滅したときまたは③契約上の第一次債権者の地位から免責されたときに、当該金融負債の消滅を認識しなければならない（金融商品基準、第二・二・2）。したがって、金融負債が免除されたときに、金融負債の消滅を認識することになる。

金融商品がその消滅の認識要件を充たした場合には、金融商品の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。金融商品の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額をその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資

産または金融負債全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産または金融負債全体の帳簿価額を按分して計算する。金融資産または金融負債の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融商品は時価により計上する（金融商品基準、第二・二・3）。

Ⅲ 現金・預金の会計処理

一般的に現金とは、支払手段として使用される通貨（紙幣・硬貨）を指すが、簿記・会計上では、通貨のほかに、銀行・郵便局等に呈示すればすぐに通貨に換えられる通貨代用証券も含められる。通貨代用証券とは、強制通用力を有する通貨と同様の機能（支払手段）をもつ換金性の高い証券類をいう。したがって、貸借対照表に表示される現金の範囲には、通貨、小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書、期限の到来した公・社債の利札、その他金銭と同一の性質をもつもの（たとえば、株式配当金領収書、国庫金支払通知書など）が含まれる（財規ガイド15-1・1）。

現金はその券面額で記帳され、それが貸借対照表価額となる。したがって、現金の取引時点および期末評価時における測定には、大きな問題はない。ただし、外国通貨に関しては取引時点および期末時に外貨換算の問題が生じる。「外貨建取引等会計処理基準」（一・1・（1）、一・2・（1）・①）によれば、外国通貨は、期中の取引については取引発生時の為替相場（取引日レート）による円換算額により計上し、期末保有分については決算時の為替相場（決算日レート）により外貨換算を行う。決算日における換算により生じた為替差額は、当期の為替差益または為替差損として営業外損益に計上する（外貨建取引等会計処理基準、一・2・（2））。

預金とは、財務諸表等規則ガイドライン（15-1・2）によれば、金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令第1条に掲げる金融機関、たとえば保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、漁業協同組合など）に対する

一次金融資産の会計処理（菊谷）

預金、貯金および掛金、郵便貯金並びに郵便振替貯金に限定される。預金は、預金者が金融機関から現金を引き出す権利、あるいは支払手段として使用できる契約上の権利を有するので、金融資産としての性質をもつ。

なお、定期預金・定期積立預金・金銭信託の区分・表示基準には、「1年基準」が適用され、決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとし、期限が1年を超えて到来するものは、固定資産（すなわち「投資その他の資産」）に属するものとされる。つまり、契約期間が1年を超える定期預金等であっても、決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものは流動資産として表示される（財規ガイド15-2・2）。ただし、解約可能な定期預金等は、いつでも換金化できるので、流動資産に含めるべきであろう。

V 金銭債権の会計処理

国際会計基準第1号「財務諸表の表示」(International Accounting Standard 1 (revised 1997) "Presentation of Financial Statements"—以下、IAS1という)によれば、資産は、次の場合に流動資産として分類しなければならない⁽⁸⁾。

- (a) 企業の通常の営業循環過程において、実現予定であるか、販売または消費の目的で所有されている場合
- (b) 主として売買目的または短期所有であり、決算日から12ヵ月以内に実現予定である場合
- (c) 使用制限がない現金・現金同等物である場合

上記(a)は通常の営業循環性の識別、(b)と(c)は短期の支払能力（または近い将来における換金性）を問題にしている。

運転資本として継続的に循環している資産を長期間の事業活動に使用される資産から区分することは、営業循環期間中に商品・サービスを提供している企業の営業循環性を識別する手段として有用な情報となる。また、資産・負債の満期日に関する情報は、企業の財務流動性（支払能力）の測定にとって有用で

ある⁽⁹⁾。現金同等物は、国際会計基準第7号「キャッシュ・フロー計算書」(International Accounting Standard (revised 1992) "Cash Flow Statements")によれば、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定金額と換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないもの（たとえば、取得日から償還期日までの期間が3ヵ月以内の短期投資）であり⁽¹⁰⁾、現金と同様、支払能力を具有する。

このように、資産・負債の流動性は、基本的には、循環的視点（営業循環性）と財務的視点（支払能力または換金性）から分類することができる。

しかし、これら二つの視点は相矛盾することがある。業種の相違によって営業循環期間が異なるからである。たとえば、営業循環過程にある売上債権の回収期限が相当長期にわたる場合、営業循環性の視点に立てば流動資産に含まれるが、短期の財務的視点からは流動資産（あるいは短期性資産）に属さないことになる。流動資産と流動負債の識別は、財務分析上の有用な手段であるが、営業循環期間が不確定ないし極めて長期である企業の財務諸表においては、不適切であり、場合によっては誤解を招く。IAS1は、当該企業の事業活動の性質に応じて流動資産・流動負債の識別を行うこととしており⁽¹¹⁾、企業の自主的判断に任せている。

なお、営業債権には営業循環基準が適用され、回収期間の長短にかかわらず流動資産に含められるが、回収期限が1年を超える営業債権であっても流動資産とするのは、債務は通常の営業過程で得られた資金、すなわち売上代金によって弁済されることがのぞましいという考え方による⁽¹²⁾。しかし、営業債務の支払期限が営業債権の回収期限より長いとは保証されてはいない。

決算日における金銭債権の貸借対照表価額は、その債権金額または取得原価から正常な貸倒見積額（取立不能見込額）を控除した金額、すなわち将来の「回収可能価額」によって決定される（企業会計原則、第三・5C）。割引により取得した手形債権のように、その債権金額より低い価額で取得した場合には、当該取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる（企業会計原則、注解23）。

一次金融資産の会計処理（菊谷）

債権金額未満で取得した時に、債権金額で計上することも可能であるが、この場合には、当該取得原価との差額は「受取利息」として処理するのが論理的である。金銭債権を債権金額より低い価額で取得した場合、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額としなければならない（金融商品基準、第三・一）。

一般に、金銭債権については市場がない場合が多く、客観的な時価の測定は困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わない。一方、金銭債権の取得には債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差額が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させる必要があるので、当該差額を弁済期に至るまで一定の方法で金銭債権の貸借対照表価額に加減する「償却原価法」を適用し、当該加減額は受取利息に含めて処理する。

償却原価法には、定額法（従来、アキュムレーション法とよばれていた）と利息法がある。債権金額または額面金額と取得価額との差額を期間配分するという点では同じであるが、定額法が当該差額（利息相当額）を単利計算で配分するのに対し、利息法は複利計算により配分を行う。つまり、利息法とは、債権金額と取得価額の差額を受取利息として捉え、当該利息が期首債権簿価に一定率を乗じた金額と等しくなるように期間配分する方法である。

たとえば、債権金額2,000,000円の金銭債権（満期4年）を1,470,060円で購入した場合、4年間に額面金額と取得価額（支出金額）との差額529,940円の利息を受けることになる。定額法では、当該差額を単純に4年間で配分して、毎期、132,485円の受取利息を計上すればよいが、利息法では、複利計算に基づいて期首の債権金額に8%を乗じた金額だけの受取利息を計上することになる。取得から4年間に計上される受取利息および期首・期末の債権簿価について、定額法と利息法を比較すれば、表1のとおりになる。計上される受取利息は、定額法では一定額となり、利息法では遞増的になる。

貸倒見積高の算定に関して、日本公認会計士協会は、銀行等監査特別委員会

表1 定額法と利息法の比較

	定額法			利息法		
	(a) 期首債権 金額	(b) 受取利息 $(529,940 \div 4)$	(c) 期末債権金額 $((a) + (b))$	(d) 期首債権 金額	(e) 受取利息 $((d) \times 8\%)$	(f) 期末債権金額 $((d) + (e))$
第1期	1,470,060	132,485	1,602,545	1,470,060	117,605	1,587,665
第2期	1,602,545	132,485	1,735,030	1,587,665	127,013	1,714,678
第3期	1,735,030	132,485	1,867,515	1,714,678	137,174	1,851,852
第4期	1,867,515	132,485	2,000,000	1,851,852	148,148	2,000,000

報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下、「実務指針」という）を1997年4月に公表し、金銭債権を回収の危険性・債権価値の既存危険性の度合いに応じて五区分し、それぞれの貸倒見積高の算定方法を次のように指示していた。

（イ）正常先債権（業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づいて貸倒引当金を計上する。

（ロ）要注意先債権（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で状況が低調ないし不安定な債務者に対する債権）

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づいて貸倒引当金を計上する。

（ハ）破綻懸念先債権（現状・経営破綻の状況にはないが、経営難の状態があり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する。

（ニ）実質破綻先債権（法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みが立たない状況にあると認め

一次金融資産の会計処理（菊谷）

られるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか、貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

(ホ) 破綻先債権（破産・清算・会社整理、会社更生、和議、手形交換所における取引停止処分等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか、貸倒引当金として貸借対照表に計上する。

企業会計審議会の「金融商品基準」も、上記の「実務指針」の提案に基づいて最終的に金銭債権を三区分し、貸倒見積高の算定方法を示している。すなわち、金銭債権の貸倒見積高は、過去の貸倒実績率、担保の処分見込額、保証による回収見込額等を基礎として、次の区分に応じて算定される（金融商品基準、第四・二）。

(イ) 一般債権（経営状態に重要な問題が生じていない債務者に対する債権）

一般債権については、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等、合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(ロ) 貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか生じる可能性の高い債務者に対する債権）

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態および経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。

(ア) 債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する。

(b) 債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本および利息について元本の回収および利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり、当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする。

(ハ) 破産更生債権等（経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。なお、貸倒見積高は貸倒引当金として処理するのが原則であるが、債権金額または取得価額から直接減額することもできる。

上記(イ)の一般債権について貸倒実績率等を適用する貸倒引当金設定法は、従来の方法である。過去の経験に基づいて一定率の貸倒予想額を見積り、当期の費用として貸倒引当金繰入勘定の借方に計上するとともに、同額を貸倒引当金の貸方に記入する。この場合、それは貸倒れの予想額であって実際の貸倒れではないので、金銭債権から直接差し引かないで、貸倒引当金の貸方に記入して間接的に控除している。

(ハ) の破産更生債権等については、回収の危険性を考慮して、債権額から担保処分見込額・保証回収見込額を控除した残額を貸倒引当金として計上するか、貸倒償却する。

(ロ) の貸倒懸念債権には、(a) 回収見込額配慮法と(b) 現在価値・簿価差額法との選択適用が容認されている。(a) 法は、債権額から担保処分見込額・保証回収見込額を控除した残額の範囲内で、債務者の財務状況を考慮して貸倒見積高の必要額を算定する方法である。(b) 法は、債権の元本回収および受取利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる場合、当初の約定利子率で割り引いた割引現在価値と債権の簿価との差額を貸倒見積高として計上する方法である。

ここで、「金融商品基準」で新規に導入された(b) 現在価値・簿価差額法に

表2 貸倒見積高の算定方法

債権の分類	見積方法
(イ) 一般債権	過去の貸倒実績率等の適用
(ロ) 貸倒懸念債権	(a) 債権額と担保処分見込額との差額のうち必要額 または
	(b) 債権の割引現在価値と簿価との差額
(ハ) 破産更生債権等	債権額と担保処分見込額等との差額の全額

よる貸倒見積高の算定方法を解説してみよう。たとえば、当初の貸付金を100億円、利子率を10%、返済期限を4年とした場合、1年後の利息10億円の割引現在価値は9億円 ($= 10 \text{ 億円} \div 1.1$)、2年後の利息10億円の割引現在価値は8.3億円 ($= 10 \text{ 億円} \div 1.1^2$) となる。3年後、4年後の受取利息の現在価値も同様に計算すれば、それぞれ7.5億円 ($= 10 \text{ 億円} \div 1.1^3$)、6.8億円 ($= 10 \text{ 億円} \div 1.1^4$) となる。4年後の返済時における元本100億円の割引現在価値は、68億円 ($= 100 \text{ 億円} \div 1.1^4$) と算出される。貸付金の元本および受取利息について見積キャッシュ・フローの現在価値を合計すれば100億円 (9億円 + 8.3億円 + 7.5億円 + 6.8億円 + 68億円) となり、貸付金の貸借対照表価額100億円と一致している。

ところが、この貸付金が貸倒懸念債権となり、金利が半分減免されると仮定した場合、4年間に受け取る利息は各年度5億円となり、当初の約定利子率を用いて割り引くことになる。したがって、1年後の利息5億円の割引現在価値は4.5億円 ($= 5 \text{ 億円} \div 1.1$)、2年後の現在価値は4.1億円 ($= 5 \text{ 億円} \div 1.1^2$)、3年後の現在価値は3.8億円 ($= 5 \text{ 億円} \div 1.1^3$)、4年後の現在価値は3.4億円 ($= 5 \text{ 億円} \div 1.1^4$) と計算される。4年後の元本回収額100億円の現在価値は68億円であるので、当該貸付金の元本と受取利息の現在価値を合計すれば84億円 ($= 4.5 \text{ 億円} + 4.1 \text{ 億円} + 3.8 \text{ 億円} + 3.4 \text{ 億円} + 68 \text{ 億円}$) となる。割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とすることになっているので、見積キャッシュ・フローの現在価値84億円と貸借対照表価額100億円との差額16億円が、貸倒引当金として計上されることになる⁽¹³⁾。

なお、平成11年の商法改正により、「市場価格アル金銭債権ニ付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得」（商法第285条ノ4③）と規定され、金銭債権に對して時価評価が容認された。商法第285条ノ4第1項によれば、金銭債権は原則として債権金額で評価される。ただし、債権金額より高い代金で買入れた時は、その差額を増額させ、低い代金で買入れた時または相当の理由がある時は、その差額を減額させることができる。また、金銭債権について取立不能の虞れがある時は、取立不能見込額を控除しなければならない（商法第285条ノ4②）。

なお、決算日における外貨建金銭債権（外貨預金を含む）については、決算日レートによる円換算額を付し、為替換算差額は当期の損益に算入する（外貨建取引等会計処理基準—2（1）②、—2（2））。外貨建金銭債権について償却原価法を適用する場合における償却額は、外貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による（外貨建取引等会計処理基準、注解9）

V 有価証券の会計処理

米国のFAS115では、下記のように、有価証券を三区分し、満期保有有価証券を除き、売買目的証券および売却可能証券について、「市場価値による評価」（marking to market）が義務づけられている⁽¹⁴⁾。

（イ）満期保有証券

負債証券のうち、満期日まで確実に保有すると予定されている満期保有証券は、償却原価（amortized cost）で評価される。原価で評価されるので、評価差額は認識・測定されないが、プレミアム・ディスカウントの償却額は損益に算入される。

（ロ）売買目的証券

近い将来に売却し、短期間の価格差異による利益を稼得する目的で購入・保有している売買目的証券は、取引を望む当事者間で金融商品が当該取引時点で交換される価額である「公正価値」（fair value）で評価される。原価と公正価

値との評価差額は、当期の損益に算入される。

(ハ) 売却可能証券

上記の満期保有証券・売買目的証券に該当しない売却可能証券（再売可能な状態にある負債証券または持分証券であり、具体的には、長期利殖、他企業の統制・支配、取引関係の維持等を目的として保有する有価証券、金融機関が投資勘定で保有する有価証券である）は、売買目的証券と同様に、公正価値で測定しなければならない。ただし、評価差額はそれが実現するまで、損益を相殺した純額で株主持分の独立項目として報告しなければならない。

以上のように、償還期限まで保有する満期保有証券の場合を除き、容易に測定可能な公正価値をもつ売買目的証券および売却可能証券は、公正価値（すなわち時価）で評価されている。ただし、売買目的証券に係る評価差額は当期損益に算入されるが、売却可能証券に係る評価差額は株主持分に区分表示されている。なお、満期保有有価証券または売却可能証券については、公正価値が原価よりも下落し、その価値の下落が一時的でないと判断される場合には、公正価値まで評価減して、これを新しい原価としなければならない。当該評価損は、実現損失として当期の損益に算入される。その後に公正価値が回復しても、新しい原価は変更してはならない。売却可能証券の場合には、その後の公正価値の騰貴分は、（一時的でない価値の減損でない限り）株主持分の独立項目として計上される⁽¹⁵⁾。

国際会計基準第25号「投資の会計処理」(International Accounting Standard 25 “Accounting for Investments”——以下、IAS25という)は、(1) 随時現金化でき、かつ1年を超えて保有意図のない短期投資 (current investments), (2) 短期投資以外の長期投資 (long-term investments) に分けて、下記のようにそれぞれ異なる評価基準を提案していた⁽¹⁶⁾。

- (イ) 短期投資の期末評価には、(a) 時価主義または(b) 低価主義のいずれかによる。
- (ロ) 長期投資の期末評価には、(a) 原価主義、(b) 時価主義または(c) 市場性ある持分証券の場合には、ポートフォリオに基づく低価主義のいずれ

かによる。

IAS25は、短期運用目的の有価証券に対して時価主義と低価主義の選択適用を認め、原価主義を拒否した。つまり、短期間に売却する目的で取得・保有する有価証券は時価で評価し、評価差額は当期損益として算入することができる。IAS25は、1998年12月公表の国際会計基準第39号「金融商品—認識および測定—」（International Accounting Standard 39 “Financial Instruments: Recognition and Measurement”——以下、IAS39という）に差し替えられたが、新基準であるIAS39はFAS115と同様に所有目的に従って有価証券を分類し、下記のように公正価値または償却原価（あるいは原価）による期末評価を指示している⁽¹⁷⁾。

（イ）満期保有投資

満期保有投資（held-to-maturity investments）は、実効金利法を用いた償却原価で評価しなければならない。

（ロ）売買目的有価証券

売買目的金融資産（financial asset held for trading）は、公正価値で評価しなければならない。評価差額は当期の損益として処理する。

（ハ）売却可能投資

売買可能金融資産（available-for-sale financial asset）は、公正価値で評価するが、評価差額は当期の損益または資本の部に計上する。

（二）公正価値が測定不可能な有価証券

公正価値が信頼をもって測定できない金融資産は、原価または償却原価によって評価する。

IAS39も、FAS115と同様に、満期保有証券を除き、売買目的証券および売却可能証券は公正価値（時価）で評価される。ただし、売却可能証券に係る評価差額は、FAS115では株主持分に区分表示されるが、IAS39の場合には当期の損益または株主持分に計上される。さらに、公正価値が測定できない有価証券は原価または償却原価で評価される。

FAS115、IAS39に調和化する形で作成・公表された「金融商品基準」も、

一次金融資産の会計処理（菊谷）

所有目的等の観点により有価証券を分類し、下記のように、それぞれの有価証券の評価基準および評価差額等の処理方法を規定する（金融商品基準、第三・二・1～6、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ・四・2）

（イ）売買目的有価証券

「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、FAS115やIAS39の売買目的有価証券と同じである。売買目的有価証券は時価で評価し、評価差額は当期の損益として処理する。売買目的有価証券については、投資者にとっての有用な情報および企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられるから、時価をもって貸借対照表価額とされる。また、売却について事業遂行上等の制約がないものと認められることから、その評価差額は当期の損益として処理される。

（ロ）満期保有目的の債券

「満期保有目的の債券」は、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券である。満期保有目的の債券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法（当該差額を弁済期または償還期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法）に基づいて算定された償却原価で評価しなければならない。時価が算定できる債券であっても、満期保有による約定利息・元本の受取りを目的としており、満期までの金利変動による価格変動のリスクを認めが必要がないことから、原則として、償却原価法によって期末評価する。

（ハ）子会社株式および関連会社株式

子会社株式および関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動と財務活動の成果とは捉えないという考え方に基づき、取得原価とする。関連会社株式については、従来、子会社株式以外の株式と同じく原価法または低価法が評価基準として採用

されてきたが、企業への影響力の行使を目的として保有する株式であるという理由により、子会社株式の場合と同じく事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とした。

FAS115では売却可能証券に属し、時価評価される子会社株式・関連会社株式は、わが国の「金融商品基準」では原価で評価される。

(二) その他有価証券

「その他有価証券」とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券をいい、FAS115の売却可能証券、IAS39の売却可能投資に該当するが、前記の子会社株式・関連会社株式を除くものである。具体的には、長期投資目的で保有しいずれ売却を予定している株式（子会社株式・関連会社株式を除く）、企業間の持合株式などが考えられる。

その他有価証券は時価（継続適用を条件にして、期末前1ヵ月の市場価額の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とすることができる）で評価し、評価差額は洗替方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

(a) 評価差額の合計額を資本の部に計上する「全部資本直入法」

(b) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する「部分資本直入法」

その他有価証券は、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。また、国際的動向として、その他有価証券に類似するものの評価差額は、当期損益計上方式ではなく資本直入方式等が採用されている。これらの点を考慮して、その他有価証券の評価差額は当期の損益としてではなく、税効果を調整の上、資本の部において他の剰余金と区別して記載する。「財務諸表等規則」（第68条の2の2）では、「その他の剰余金」の次に「その他有価証券評価差額金」の区分を設けて掲記し、「計算書類規則」（第34条第3項）では、「剰余金」の次に「評価差額金」の部を設けて記載しなければならない。

一次金融資産の会計処理（菊谷）

なお、上記（a）「全部資本直入法」の場合、保有している有価証券について評価益と評価損は相殺され、差額が資本の部に計上される。評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定されているので、期中に売却した場合は、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれる。

他方、上記（b）「部分資本直入法」では、評価益を計上する銘柄と評価損を計上する銘柄とを分け、評価益は資本の部に記載されるが、評価損は損益計算書に算入される。従来、保守主義の観点から低価法に基づいて銘柄別の評価損を計上してきたことを考慮し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価額を損益計算書に計上する方法が認められている。

（ホ）市場価格のない有価証券

市場価格のない有価証券は、取得原価または償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。つまり、社債その他の債券は債権の貸借対照表価額に準じて償却原価をもって、社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、（ロ）満期保有目的の債券、（ハ）子会社株式および関連会社株式、（ニ）その他有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

（ホ）市場価格のない有価証券のうち市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。これらの場合には、当該時価・実質価額を翌期首の取得原価とする。すなわち、切放し方式による。

運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く）は、当該信託財産の構成物である金融資産および金融負債について、「金融商品基準」により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表額として、評価差額は当期の損益として処理する（金融商品基準、第三・3）。運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして、その評価基準に従って処理する

(金融商品基準、注解8)。

この場合、特定金銭信託とは、利殖を目的として金銭を信託し、主に有価証券が運用されることにより、一定期間後に運用の成果として分配金を受ける金銭信託であるので、実態としては、有価証券である。特定金銭信託は実質的に有価証券であることを考えれば、「短期投資等」として表示するのが適切であろう。

外貨建有価証券の換算については、「金融商品基準」における有価証券の分類に基づいて換算方法が定められ、さらに、換算差額の処理も基本的に「金融商品基準」における評価差額の処理方法による（外貨建取引等会計処理基準一2 (1) ③, (2) および注解9, 10）。

(イ) 満期保有目的の債券

満期保有目的の外貨建債券は、決算日レートによって換算される。満期保有目的の債券は、期末評価には償却原価法によるが、換算には、外貨建金銭債権との類似性を斟酌して、決算日レートで換算し、換算差額は当期の損益として処理する。ただし、前述の外貨建金銭債権と同様に、償却原価法による場合、外貨での償却額は、期中平均相場による円換算額による。

なお、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(二1 (2))は、「満期償還外貨を円転せずに固定資産等に再投資する目的で債券を保有している場合は、その換算差額を繰り延べて再投資する資産の取得価額の調整に充てることができる」と規定している。

(ロ) 売買目的有価証券

外貨建ての売買目的有価証券は、外国通貨による時価を決算日レートで換算し、評価差額に含まれる換算差額は当期の損益として処理する。その場合、外貨による時価が上昇しても、決算日レートが取引日レートより高くなつた場合には、有価証券評価損を計上する可能性もあり得る。反対に、時価が下落しても決算日レートが安くなれば、必ずしも評価損を計上するとは限らない。

(ハ) 子会社株式および関連会社株式

外貨建ての子会社株式・関連会社株式は、取引日レートで換算される。した

一次金融資産の会計処理（菊谷）

がって、為替差額の問題は生じない。

（二）その他有価証券

外貨建てのその他有価証券については、外貨による時価を決算日レートで換算する。換算差額は、(a) 税効果会計を適用した上で資本の部に計上するか、(b) 評価益は資本の部に、評価損は損益計算書に計上する。

さらに、その他有価証券に属する債券の換算差額の処理については、外貨による時価を決算日レートで換算した金額のうち、外貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額を為替差損益として処理することができる。

（ホ）強制評価減

外貨建有価証券について時価の著しい下落または実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該有価証券の時価または実質価額は、外貨による時価または実質価額を決算日レートにより換算する。決算日レートにより換算したことによって生じた換算差額は、当期における有価証券評価損として処理される。

VI むすび

平成8年6月21日に企業会計審議会は、異例的に「企業会計審議会の今後の運営について」と題する文書を公表した。その中で、最近の経済・社会や経営環境の変化、金融市場のグローバル化等に対応して、企業の透明性を維持していくためには、国際的な動向をも踏まえながら、連結情報の充実と連結手続きの抜本的見直しとともに、時価基準のあり方を含めた金融商品に係る会計処理基準の検討が提案されている。前述したように、平成11年1月22日に「金融商品基準」が公表され、国際的調和化のためにIAS32、IAS39、FAS115等と類似する内容を開陳している。

しかしながら、有価証券の会計処理に関しては、まだ相違点が残った。わが国の「金融商品基準」は、IAS39・FAS115でいう「売却可能証券」を「子会

社株式および関連会社株式」と「その他有価証券」に分類した。しかも、IAS39・FAS115が売却可能証券に時価評価を要求するのに対し、子会社株式・関連会社株式には原価主義が適用される。さらに、その他有価証券の評価差額については、「全部資本直入法」と「部分資本直入法」の選択適用が容認されている。「部分資本直入法」は、評価損のみを当期の損益計算書に計上するという保守主義的な会計処理である。米国のFAS115では、損益を相殺した純額で株主持分の独立項目として表示しなければならないため、純額に評価損を計上する場合には、株主持分の部の「その他の包括利益の累積額」(accumulated other comprehensive income) の区分に「売却可能証券に関する純未実現損失」(net unrealized loss on available-for-sale securities) として控除・計上されている⁽¹⁸⁾。国際的比較可能性あるいは国際的調和化の観点からは、「部分資本直入法」の適用は再検討されるべき課題の一つであろう。

注

- (1) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 32 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation"*, 1995, paras. 5 and 9.
- (2) 田中建二『時価会計入門』中央経済社, 平成11年, 11頁。
- (3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107 "Disclosure about Fair Value of Financial Instruments"*, (以下, FAS107と略す), 1991, para. 5. Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 115 "Accounting for Certain Instruments in Debt and Equity Securities"*, 1992, para. 137.
- (4) IAS107, paras. 10-11.
- (5) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 77 "Reporting by Transferors for Transfers of Receivable with Recourse"*, 1983.
Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 125 "Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities"*, 1996.
- (6) 古賀智敏=五十嵐則夫『会計基準のグローバル化戦略』森山書店, 1999年, 77-80頁。

一次金融資産の会計処理（菊谷）

- (7) 山田辰巳「IASC 金融商品プロジェクト及びJWG プロジェクトの経緯」『JICPA ジャーナル』No. 529 (1999年8月号), 13頁。
- (8) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 1 (revised 1997) "Presentation of Financial Statements"* (以下, IAS1と略す), 1997, para. 57.
- (9) IAS1, paras. 55-56.
- (10) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard (revised 1992) "Cash Flow Statements"* 1992, paras. 6-7.
- (11) IAS1, para. 53.
- (12) 飯野利夫「財務諸表」産業経理協会編『基本会計学』同友館, 1991年, 41頁。
- (13) 小宮山賢『金融商品・年金会計入門』税務経理協会, 平成11年, 123頁。
- (14) FAS115, paras. 7-13.
- (15) FAS115, para. 16.
- (16) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 25 "Accounting for Investments"*, 1986, paras. 19 and 23.
- (17) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 39 "Financial Instruments: Recognition and Measurement"*, 1998, paras. 69 and 73.
- (18) Patrick R.Delaney, James R. Adler, Barry J. Epstein and Michael F. Faron, *GAAP99: Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles 1999*, John Wiley & Sons, 1999, p. 53.

付記：本稿は、国士館大学政経学部特別研究費による研究成果である。